

1012345678910

国立公文書館	
分類	
	③ ④
配架番号	3 A
	14
	66-21

3 -JUL-20.
Copy 1959

昭和34年8月28日

事務司 文結

完結

天以平市立区外見
運轉権令一八

案ノ一

工事設計書中事項變更認可申請ノ件

京都市長
篠原英太郎



国立公文書館	
分類	
配架番号	66-21

年	月	日
校	合	簿
局長	課長	
11.18		
11.18		
11.18		

昭和34年11月17日

11.18

遞
指
令
簿

めくれず

昭和十八年九月二十日附発工電第二八七號申請
工事設計書中事項変更一件、認可ス

昭和十八年

九月二十日

大臣 各

(施行注意)

1. 第一案、修改

2.

3.

逓信省

案ノ二

一八電第

第三〇

昭和十八年九月二十日

電力局長

大阪軍需監理部長宛

京都市本年九月二十日附申請工事

設計図鈔書中事項変更一件

(十月二十七日附電監甲第二〇四號具申)

標記ノ件、對シ別紙ノ通指令相成候

(施行注意)

ノ中一第ヲ保付スルニト

めくれず

18.11.19
280

電監甲第二〇四號

◎本作ニ對スル照復書ニハ必ズ本書記番號及年月日ヲ附記セラレタシ

昭和十八年十月廿七日

大阪逓信局

逓信大臣殿

大阪逓信局長 有田喜仁

第二監理係
18.11.5
第 8 號

京都市昭和十八年九月二十日附發工電第二八七號申請工事設計書中事項變更ノ件

右ハ本市東九條一衣笠一京極一七條各變電所一ニ於テ電氣軌道用變電々力ヲ從來ノ貫線ニ鑑ミ變更シ且衣笠變電所ノ責任分界トナルヘキ開閉器並受電々力ヲ遮斷シ得ヘキ開閉器ヲ變更セントスルモノニ有之候處別段支障無之様被認ニ付認可相成度候

18.11.1

めくれず

18.10.4

18.10.4

投工電第二八七號

昭和十八年九月二十日

京都市長 篠原英太郎

主任技術者 山崎一三

逓信大臣 寺島健殿

工事設計書中事項變更認可申請書

今般本市電氣軌道事業用電力ノ受電等ニ關シ一部設計變更致度候條工事設計書中事項變更ノ候御認可被下度電氣事業法施行規則第十八條ニヨリ關係ノ書類圖面ヲ具シ此段申請候也

電力課
18.10.7-受
NO. 2.397

第二監理係
18.10.6
第 號

18.10.4

書類及圖面目錄

一 工事設計書中事項變更書

附 圖

電力受給契約書ノ謄本

壹 通

貳 葉

壹 通

以上

工事設計書中事項変更書

受電設備

受電電力

総合最大 常時 五四〇〇「キロワット」

従前五六〇〇「キロワット」ノモノヲ今回五四〇〇

「キロワット」ニ変更セントス

(1) 東九條變電所

(1) 供給者

關西配電株式會社

従前ノ通り

(2) 受電地點

京都市下京區東九條西山王町二七番地

京都市東九條變電所内

今回區劃整理ニヨル町名地番變更アリシ爲右ノ通り
變更ス

(3) 受電地點ノ出力

一、二〇〇「キロワット」

従前一三五〇「キロワット」ノモノヲ今回一、二
〇〇「キロワット」ニ変更セントス

(四) 受電電圧、電氣方式及周波數

受電電圧 六六〇〇「ボルト」

従前ノ通り

電氣方式 交流三相三線式

従前ノ通り

周波數 六〇「サイクル」

従前ノ通り

(五) 送電上ノ責任分界トナルベキ開閉器及受電電力ヲ遮斷シ得ベキ開閉器
従前ノ通りユシテ變更ナシ

(四) 衣笠變電所

(一) 供給者

關西配電株式會社

従前ノ通り

(二) 受電地點

京都市上京區衣笠東御所ノ内町四三番地
京都市衣笠變電所内

今四區劃整理ニヨル町名地番變更アリシ爲右ノ通り
變更ス

(四) 受電地點ノ出力 三〇〇「キロワット」

従前四〇〇「キロワット」ノモノヲ今四三〇〇
「キロワット」ニ變更セントス

(四) 受電電圧、電氣方式及周波數

受電電圧 三三〇〇「ボルト」

従前ノ通り

電氣方式 交流三相三線式

従前ノ通り

周波數 六〇「サイクル」

従前ノ通り

(五) 送電上ノ責任分界トナルベキ開閉器及受電電力ヲ遮斷シ得ベキ開閉器

今四左ノ通り變更セントス

送電上ノ責任分界トナルベキ開閉器

關西配電株式會社三三〇〇「ボルト」送電線引込口ニ裝置セル

單極車投斷路器トス

受電電力ヲ遮斷シ得ベキ開閉器

整流器用變壓器三三〇〇「ボルト」側ニ裝置セル自動油入遮斷

器及所内用變壓器 $3,500$ 「ボルト」側ニ設置セル高壓「カツトアット」トス

電線ノ接続及責任ノ分界ハ別紙第貳號圖ノ通りトス

(一) 京極變電所

(一) 供給者

關西配電株式會社

従前ノ通り

(二) 受電地點

京都市下京區西七條比輪田町二六番地ノ一
京都市京極變電所内

従前ノ通り

(三) 受電地點ノ出力 500 「キロワット」

従前 550 「キロワット」ノモノヲ今 4500

「キロワット」ニ變更セントス

(四) 受電電壓、電氣方式及周波數

受電電壓 $3,500$ 「ボルト」

従前ノ通り

電氣方式 交流三相三線式

従前ノ通り

周波數 60 「サイクル」

従前ノ通り

(四) 送電上ノ責任分界トナルベキ開閉器及受電電力ヲ遮斷シ得ベキ開閉器

従前ノ通りニシテ變更ナシ

(一) 七條變電所

(一) 供給者

關西配電株式會社

従前ノ通り

(二) 受電地點

京都市東山區塩小路通大和大路東入三丁目日本瓦町六七
二番地 京都市七條變電所内

従前ノ通り

(三) 受電地點ノ出力 500 「キロワット」

従前 250 「キロワット」ノモノヲ今 4500

「キロワット」ニ變更セントス

(四) 受電電壓、電氣方式及周波數

受電電壓 $3,500$ 「ボルト」

従前ノ通り

電氣方式 交流三相三線式

従前ノ通り

周波數 60 「サイクル」

従前ノ通り

(四)送電上ノ責任分界トナルベキ開閉器及受電電力ヲ遮斷シ得ベキ開閉器

從前ノ通りニシテ變更ナシ

送電設備

(1)東九條變電所

(一)變電所ノ名稱及位置

名稱 京都市東九條變電所

從前ノ通り

位置 京都市下京區東九條西山五町二七番地二八番地二九番地

地

今四區劃整理ニヨル町名地番變更アリシ爲右ノ通り

變更ス

(二)變電所ノ出力

電線用 一、五〇〇「キロワット」 從前ノ通り

(四)衣笠變電所

(一)變電所ノ名稱及位置

名稱 京都市衣笠變電所

從前ノ通り

位置 京都市上京區衣笠東御所ノ内町四三番地

今四區劃整理ニヨル町名地番變更アリシ爲右ノ通り

變更ス

(二)變電所ノ出力

電線用 五〇〇「キロワット」 從前ノ通り

送電關係一覽圖

第壹號圖

他ハ總テ從前ノ通りニシテ變更ナシ

以上

主任技術者 山崎 一



昭和十八年八月十六日

電氣軌道事業用電力受給契約書（案）

京 都 市

關西配電株式會社

電氣軌道事業用電力供給契約書

京都市（以下甲ト稱ス）ト關西配電株式會社（以下乙ト稱ス）トノ間
ノ電氣軌道事業用電力供給ニ關シ左ノ條項ヲ契約ス

第一條 供給電力

昭和十八年四月一日ヨリ乙ガ供給シ甲ガ需用スル電氣軌道事業用電
力ハ左ノ通トス

綜合最大 三四〇〇「キロワット」

第二條 供給地點及供給地點別最大電力並ニ標準電壓

前條ノ電力ハ添附第一表ノ第一欄ニ示ス各地點ニ於テ之ヲ供給スル
年ノトシ各供給地點ニ於ケル最大電力及標準電壓ハ同表ノ第二號ニ
示ス通トス

第三條 電氣方式及周波數

電氣方式ハ交流三相三線式トシ周波數ハ六〇「サイクル」トス

第四條 力率

甲ハ各供給地點ニ於ケル力率ヲ夫々常ニ八十五「パーセント」以上

ニ保持スルモノトス

第五條 送電時間

乙ハ各受給地點ニ於テ毎日二十四時間送電スルモノトス但シ電氣工作物ノ點檢又ハ手入ヲ要スル場合ハ豫メ甲乙協議ノ上一部ノ送電ヲ休止スルコトヲ得

第六條 電力受給上ノ協力

甲及乙ハ各受給地點ニ於ケル電壓及周波數ヲ正常ナラシムルニ努メ且受給電力ノ力率ヲ能フ限り高カラシムル等給電ノ圓滑並ニ電力設備ノ有效使用ヲ爲シ得ル様當ニ相互ニ協力スルモノトス

第七條 送電責任分界點

送電上ノ責任分界點ハ添附第二表ニ示ス通トス

第八條 電氣工作物ノ施設及管理補修

甲乙間ニ於ケル電氣工作物ノ施設及之ガ管理補修ノ責任ハ其ノ現存施設財産ノ所屬ニ從フ但シ別ニ協定アルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 受給電力ノ通告

毎日ノ電力受給ニ關シ給電上必要ナル事項ハ之ヲ前日中ニ相互其ノ相手方ニ通告スルモノトス

已ムヲ得ザル事由ニヨリ停電又ハ送電ノ停止ヲ要スルトキハ當事者ノ一方ハ其ノ相手方ニ該シテ之ヲ通告スルモノトス

第十條 受給電力及電力量ノ計量

各受給地點ニ於ケル受給電力量ハ添附第三表ニ示ス計量器ニ依リ之ヲ計量シ受給電力ノ算定ハ其ノ三十分鐘ノ讀ミヲ二倍シタルモノニ依リテ之ヲ行フ

甲乙間毎月ノ受給電力量ハ各受給地點ニ於ケル其ノ月ノ電力量ノ合計トシテ計算電力前ノ殺針ハ毎月末日午後十二時甲乙立會ノ上之ヲ行フモノトス

計量装置ニ故障ヲ生ジタルトキハ直ニ相手方ニ之ヲ通告シ當該故障時間内ニ於ケル受給電力及電力量ノ算定ハ別ニ甲乙協定スルモノトス

第十一條 記 録

甲又ハ乙ハ所定ノ様式ニ依ル電力受給日誌ヲ備ヘ電力受給ニ關スル事項ヲ明確ニ記録シ毎日其ノ寫ヲ相手方ニ送付スルモノトス

第十二條 綜合受給最大電力ノ決定

甲乙間ノ綜合受給電力ハ第十條第一項ニ依リ算定セラレタル各受給地點別受給電力ノ同時刻ニ於ケル合計トシ毎月ノ綜合受給最大電力ハ毎日ノ綜合受給最大電力ノ中大ナルモノヨリ順次五日分ヲ採リタルモノノ平均ニ依リ之ヲ決定ス

第十三條 電力料金ト其ノ計算及支拂

電力料金率ハ政府ノ決定セルモノニ依ル
毎月甲ヨリ乙ニ支拂フベキ電力料金ハ左記各條ニ依リ計算セルモノノ合計トシ翌月十日迄ニ之ガ支拂ヲ爲スモノトス
一、第一條ノ綜合最大電力ニ所定ノ月基本料金率ヲ乘ジテ得タル金額
二、受給電力量ニ所定ノ料金率ヲ乘ジテ得タル金額

第十四條 料金ノ割増及割戻

第十二條ニヨリ決定セル綜合受給最大電力ガ第一條ノ綜合最大電力

ヲ超過シタルトキハ之ヲ以テ爾後第一條ノ綜合最大電力ト爲サス此ノ場合甲ハ超過電力ニ關スル電燈運月分基本料金ヲ追加支拂フモノトス

各受給地點ニ於テ甲ノ資ニ虧スベカラザル事由ニ依リ全部又ハ一部ノ送電停止アリタル場合ノ基本料金ノ減額ニ付テハ甲乙間定スル所ニ依ルモノトス

第十五條 契約有効期間

本契約ノ有効期間ハ昭和十八年四月一日ヨリ昭和十九年三月三十一日迄トス

第十六條 契約ノ效力

本契約ノ條項中主務官廳ノ承認、許可又ハ許可ヲ要スル事項ニ關シ承認、許可又ハ認可ヲ得ルコト前ハザルトキハ本契約ハ其ノ全部又ハ部分ニ付效力ヲ失フモノトス

第十七條 契約ノ承認

甲又ハ乙ハ他ノ會社ト合併シ又ハ其ノ事業ノ全部若ハ本契約ニ關係

アル部分ヲ第三者ニ譲渡スル場合ハ本契約ヲ其ノ承継者ニ承継セシムルコトヲ要ス

右契約締結ノ際トシテ本誓ニ添テ作成シ各自其ノ一添テ保存ス
昭和十八年八月十六日

京都市長 兼 原 英 太 郎

関西配電株式会社

社長 田 邊 貞 二

第一表

一 受給地點

受給地點	所	在	地
一 京都市九條區九條山王町	京都市下京區	九條山王町	
二 京都市馬場口變電所	京都市上京區	小山下	船町
三 京都市小幡變電所	京都市中京區	烏丸通	小幡上ル虎屋町
四 京都市田中變電所	京都市左京區	田中飛鳥井町	
五 京都市西ノ京變電所	京都市中京區	西ノ京平町	
六 京都市京極變電所	京都市下京區	西七條	比叡田町
七 京都市衣笠變電所	京都市上京區	衣笠	町
八 京都市三條變電所	京都市左京區	東大路	仁王門上ル北門町

受給地	受給地點別最大電力(キロワット)	標準電壓(ボルト)
一 東京九條變電所	一、二〇〇	六六〇
二 京馬口變電所	一、〇五〇	三六〇
三 京小路變電所	一、六七〇	三三〇
四 京中變電所	四〇〇	六六〇
五 京ノ京變電所	一、〇〇〇	三三〇
六 京極變電所	三〇〇	三三〇
七 京笠變電所	三〇〇	三三〇
八 京三條變電所	三〇〇	六六〇
九 京七條變電所	三〇〇	三三〇

二 受給地點別最大電力並ニ標準電壓

- 九 京都市 京都市東山區小宮邊大路東入三丁目日本瓦町
- 十 京都市 京都市伏見區深草加賀屋敷町

十	京都市 竹田變電所	二〇〇	六六〇〇
綜合	合	五四〇〇	

第二表

送電上ノ責任分界點

受給地點	責任分界點
一 京九條變電所	乙ノ六六〇〇「ボルト」送電線引込口ニ施設セル甲ノ斷路器 乙ノ六六〇〇「ボルト」側ニ施設セル甲ノ斷路器
二 京馬口變電所	乙ノ六六〇〇「ボルト」送電線引込口ニ施設セル甲ノ斷路器 乙ノ六六〇〇「ボルト」側ニ施設セル甲ノ斷路器 及甲ノ三三〇〇「ボルト」連絡線ニ施設セル甲ノ斷路器
三 京小幡變電所	甲ノ水銀整流器用變壓器三三〇〇「ボルト」側ニ施設セル甲ノ斷路器 甲ノ三三〇〇「ボルト」連絡線ニ施設セル甲ノ斷路器
四 京中變電所	乙ノ六六〇〇「ボルト」送電線引込口ニ施設セル甲ノ斷路器 甲ノ水銀整流器用變壓器三三〇〇「ボルト」側ニ施設セル甲ノ斷路器
五 京ノ京變電所	甲ノ補助機用變壓器三三〇〇「ボルト」側及三三〇〇「ボルト」側ニ施設セル甲ノ斷路器
六 京橋變電所	乙ノ三三〇〇「ボルト」送電線引込口ニ施設セル甲ノ斷路器

七	京都市 衣笠變電所	乙ノ三三〇〇「ボルト」送電線引込口ニ施設セル甲ノ斷路器
八	京都市 三條變電所	乙ノ六六〇〇「ボルト」送電線引込口ニ施設セル甲ノ斷路器
九	京都市 七條變電所	乙ノ三三〇〇「ボルト」送電線引込口ニ施設セル甲ノ斷路器
十	京都市 竹田變電所	乙ノ六六〇〇「ボルト」送電線引込口ニ施設セル甲ノ斷路器

第三表

計量點及計量裝置施設者

一	京都市 東九條變電所	甲ノ六六〇〇「ボルト」送電線引込口ニ施設セル甲ノ斷路器
二	京都市 鞍馬口變電所	甲ノ六六〇〇「ボルト」送電線引込口ニ施設セル甲ノ斷路器
三	京都市 姉小路變電所	甲ノ三三〇〇「ボルト」送電線引込口ニ施設セル甲ノ斷路器
四	京都市 田中變電所	甲ノ六六〇〇「ボルト」送電線引込口ニ施設セル甲ノ斷路器
五	京都市 西ノ京變電所	甲ノ水銀整流器用變壓器三三〇〇「ボルト」側及三三〇〇「ボルト」側
六	京都市 京極變電所	三三〇〇「ボルト」送電線引込口
七	京都市 衣笠變電所	三三〇〇「ボルト」送電線引込口

十	九	八
竹京 田都 變市 電所	七京 條都 變市 電所	三京 條都 變市 電所
六六〇〇「ボルト」送電線引込口	三三〇〇「ボルト」送電線引込口	甲ノ水線並流用變壓器六六〇〇「ボルト」側
甲	甲	甲甲

細目協定書(寫)

京都市
關西配電株式會社

細目協定書

京都市（以下甲ト稱ス）ト關西配電株式會社（以下乙ト稱ス）トノ間ノ
電氣軌道事業用電力受給ニ關シ締結シタル昭和十八年八月十六日附電氣
軌道事業用電力受給契約（以下原契約ト稱ス）ニ附帶シ電力受給ノ細目
ニ關シ甲乙間ニ左ノ條項ヲ協定ス

第一條 受給電力ノ變更

原契約第一條ノ綜合最大電力ハ同契約期間中ハ之ヲ變更セザルモノト
ス

甲ガ特別ノ事由ニ因リ臨時ニ前項ノ電力ヲ超過シテ使用セントスルト
キハ少クトモ一週間前ノ豫告ヲ以テ之ヲ乙ニ申込ムモノトシ乙ハ事情
ノ許ス限り之ニ應ズルモノトス

第二條 受給地點及受給地點別最大電力ノ變更

原契約第二條ノ受給地點及受給地點別最大電力ハ同契約期間中ハ之ヲ
變更セザルモノトス但シ給電上支障ナキ場合ニ限り豫メ甲乙協議ノ上
變更スルコトヲ得

事故其ノ他ノ事由ニ因リ甲ガ一時原契約第二條ノ受給地點別最大電力ヲ超ヘテ負荷セントスルトキハ豫メ之ヲ乙ニ申込ムモノトシ乙ハ事情ノ許ス限リ之ニ應ズルモノトス

第三條 送電責任分界點ト電氣工作物施設分界點トガ一致セザル場合ノ管理補修

原契約第七條ノ送電上ノ責任分界點ト第八條ノ電氣工作物施設ノ分界點トガ一致セザル場合ニ於ケル點檢、補修及送電停止アリタル場合ノ責任ハ別ニ協定セルモノノ外左ニ依ルモノトス

- 一 甲又ハ乙ハ自己ノ送電責任範圍内ニアル相手方ノ工作物ヲ隨時點檢スルモノトシ點檢ノ結果必要アル場合ハ該工作物ノ補修ヲ必要トスル箇所ヲ別ニ定ムル様式ニ依リ工作物施設者ニ通知スルモノトス
- 二 前號ニ依リ通知ヲ受ケタル場合ハ甲又ハ乙ハ必要ニ應ジ直ニ其ノ補修又ハ適當ナル處置ヲ爲シタル上相手方ノ承諾ヲ受クルモノトス
- 三 第一號ニ依リ補修ヲ必要トスル旨ノ通知アリタル箇所ニ於テ第二號ニ依ル補修完了以前ニ發生セル事故ニ因リ送電停止アリタル場合

ハ其ノ送電停止ノ責任ハ補修ノ通告ヲ受ケタル側ニ存スルモノトス

第四條 停電電力及停電電力量ノ決定

各受給地點ニ於テ一分間以上ニ亘リ全部又ハ一部ノ送電停止アリタル場合又ハ受給電壓ガ一分間以上ニ亘リ常規電壓ノ七割以下ニ降下シタル場合ヲ停電トス

電力受給系統機器等ニ依リ甲ノ發電所並ニ輸上ノ支障ガ實質上取除カレタル場合ハ停電係屬シタルモノトス

甲ノ電圧ニ關スベカラザル事由ニ因リ停電アリタル場合ノ送電電力及停電電力量ノ決定ハ左ニ依ルモノトス

- 一 停電アリタル場合ニ於テハ平日午前三日ノ同一時刻ニ於ケル送電電力ノ平均ヨリ當該時間中ノ受給電力ヲ扣除シタル剩餘ヲ以テ停電電力トス但シ三十分未満ノ停電ハ事故發生直前ノ受給電力ヲ基準トシ
- 甲乙協定ノ上停電電力ヲ決定ス
- 日曜祭日其ノ他停電ノ日ニ停電アリタル場合ノ停電電力ハ其ノ都度甲乙協定スルモノトス

二 前條ニ依リ決定セラレタル各停電電力ニ其ノ停電時間ヲ算シタル
モノノ算計ヲ以テ停電電力量トス

第五條 停電ニ依ル基本料金ノ減額

一ヶ月ノ停電時間合計が三十分以上ニ及ビタル場合ニハ原契約第十三
條第二項第一號ノ基本料金月額ヨリ所定ノ月基本料金率ト前條第三項
第二號ニ依リ決定セラレタル停電電力量トノ積ヲ四〇〇時間ニテ除シ
テ得タル金額ヲ控除スルモノトス

第六條 電力調整令ニ基ク制限アリタル場合ノ基本料金

電力調整令ニ基ク電力ノ制限ニ依リ實際受給電力ト契約電力トガ
著シク相違セル場合ノ基本料金ノ減額ニ付テハ政府ノ指示ヲ受ケ別ニ
甲乙協定スルモノトス

第七條 料金変動及假計算

甲ハ特別ノ事情ナキ限り必ズ原契約第十三條所定ノ期日迄ニ其ノ月ノ
電力料金ヲ乙ニ支拂フモノトス
電力料金計算ニ關シ甲又ハ乙ニ於テ異議アル場合ハ甲ノ計算ニ基キ之

ガ料金ヲ算出シ契約所定ノ期日迄ニ甲ヨリ乙ニ支拂フモノトス此ノ場
合可及的速ニ甲及乙ハ協議ヲ遂ゲ料金ノ精算ヲナスモノトス

第八條 契約ノ更改

原契約有効期間満了後ノ電力受給ニ關シテハ右期間満了ノ六月以前ニ
甲乙協議ヲ開始スルモノトス

第九條 協定ノ承継

甲又ハ乙ハ他ノ會社ト合併シ又ハ其ノ事業ノ全部若ハ本協定ニ關係ア
ル部分ヲ第三者ニ譲渡スル場合ニハ本協定ヲ其ノ承継者ニ承継セシム
ルコトヲ要ス

右協定ノ證トシテ本條ニ述ビテ作成シ各自其ノ一通ヲ保有ス

昭和十八年八月十六日

京都市長 藤原英太郎

關西配電株式会社

社長 田邊 隆二

料金假受協定書

需用者

京都市

供給者

關西配電株式会社

右前者ヲ甲トシ後者ヲ乙トシ甲乙兩者間ニ於テ昭和十八年八月十六日附
ヲ以テ締結セル電氣軌道事業用電力供給契約（以下原契約ト略稱ス）ニ
附帶シ料金假受ニ關シ左ノ條項ヲ決定ス

第一條 原契約第十三條ニ依ル料金決定迄ニ於ケル期間ハ左記電力料金
率ニ依ル電力料金ヲ毎月計量ノ日ヨリ十日以内ニ甲ハ乙ニ假拂スルモ
ノトス

基本料金 契約最大電力一「キロワット」ニ付キ月額

金貲也

電力量料金 一「キロワット」時ニ付

金貲也

原契約第十三條ニ依ル電力料金率ノ決定アリタルトキハ原契約ニ依ル
料金起算ノ期日ニ依リ遠ニ之ヲ推算シ其ノ差額ヲ假受スルモノトス

第二條 本協定ノ有効期間ハ契約締結ノ日ヨリ前條第二項ニ依ル計算ノ

目録トス

右協定ノ證トシテ本誓ニ通ヲ作成シ甲乙各其ノ一通ヲ保有ス

昭和十八年八月十六日

京都市長 篠原英太郎

關西陣電株式會社

社長 山田 隆二

1 : 3 2



變電所軌道用電線接續圖

自動盤

NO. 1

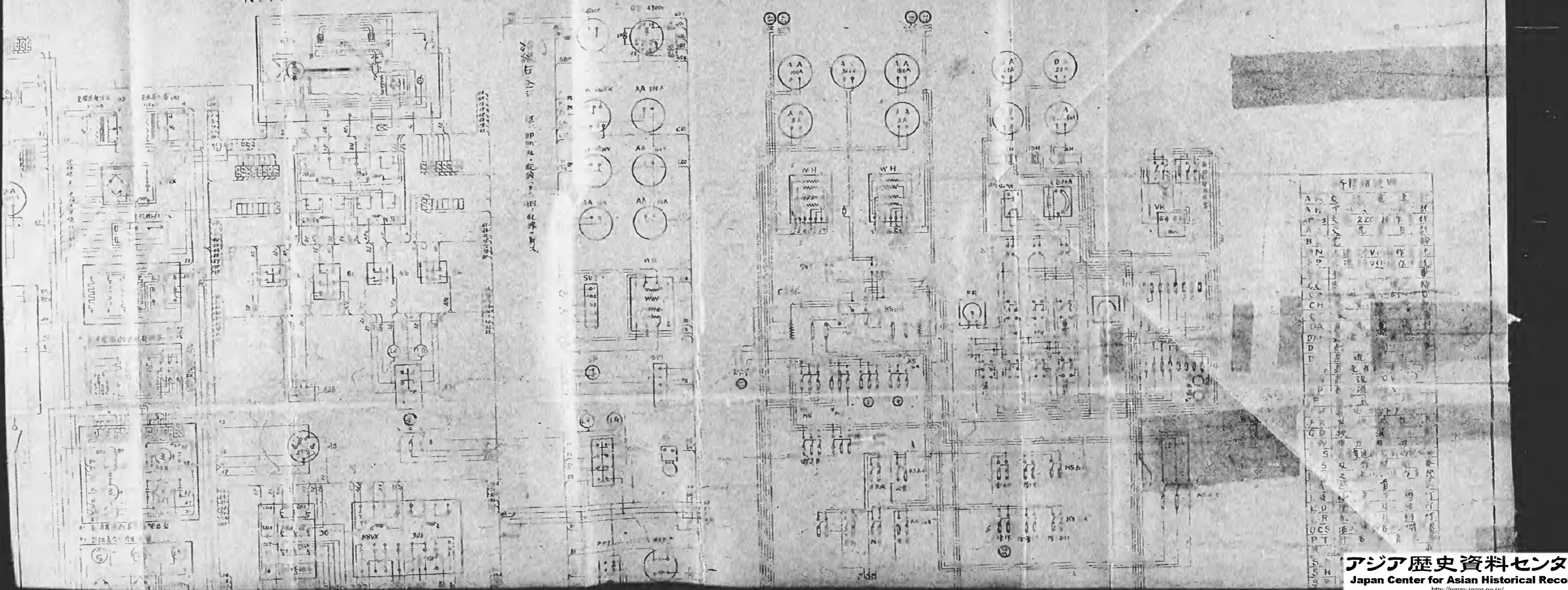
變壓器一次盤

NO. 1

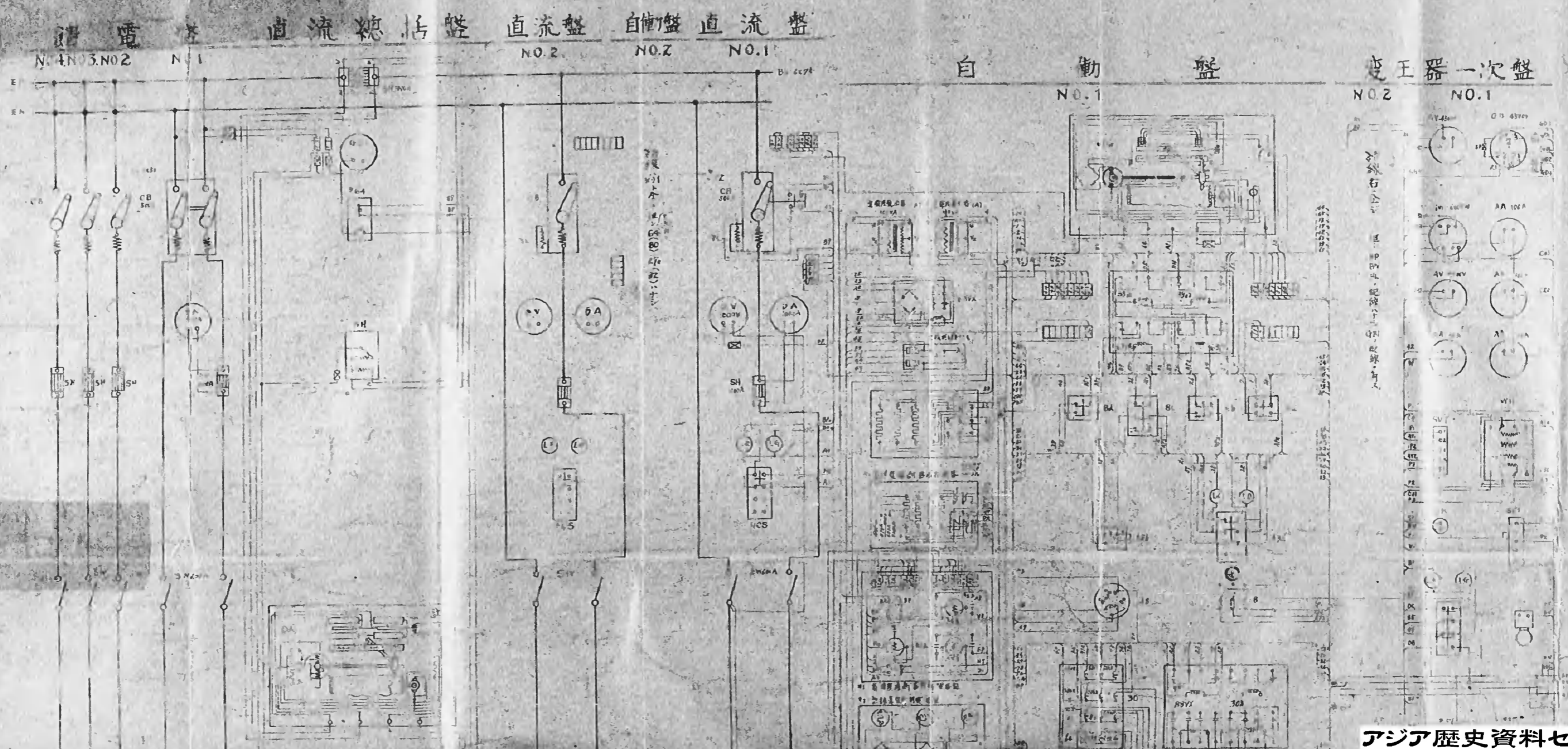
所內用配電盤

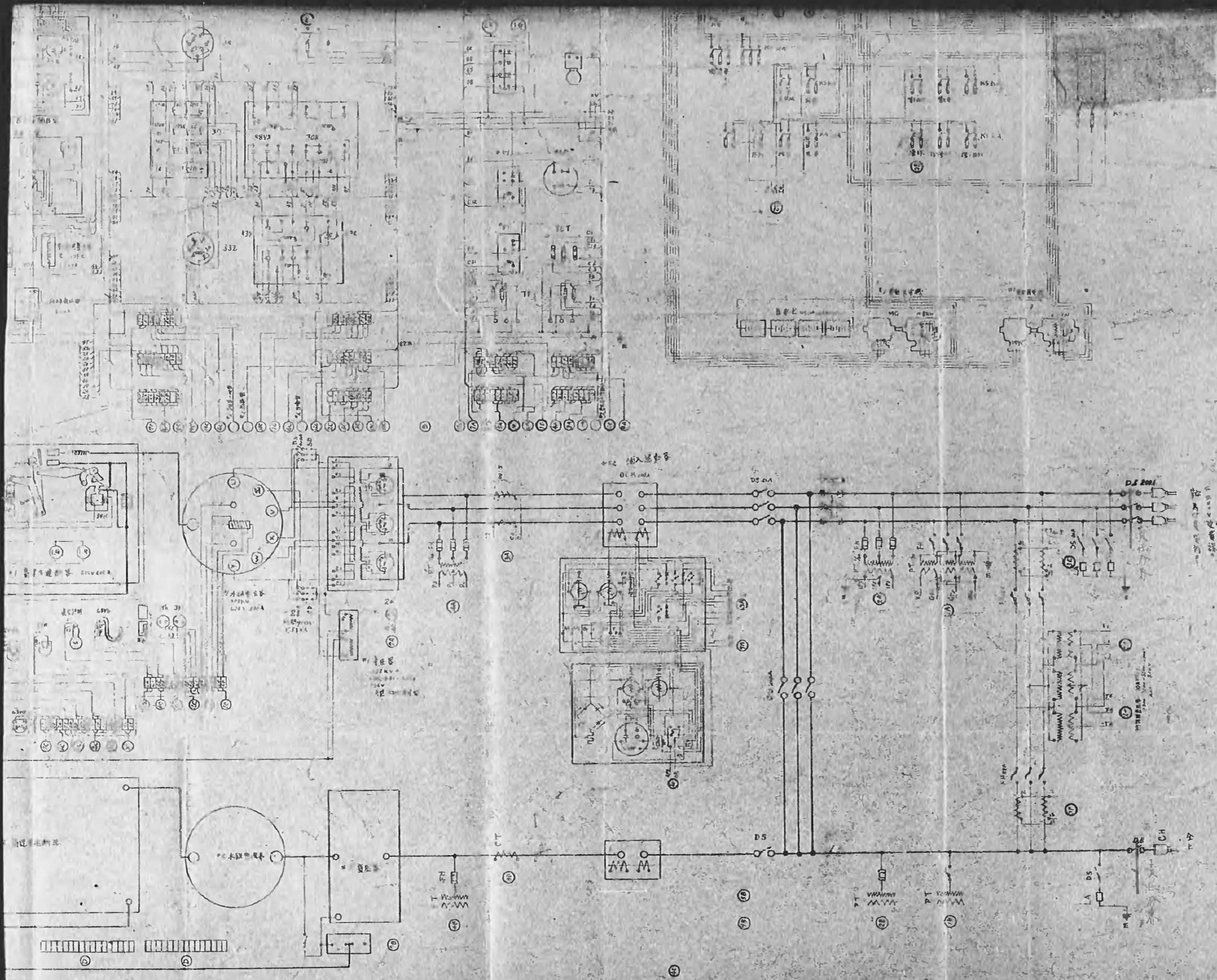
盤

171



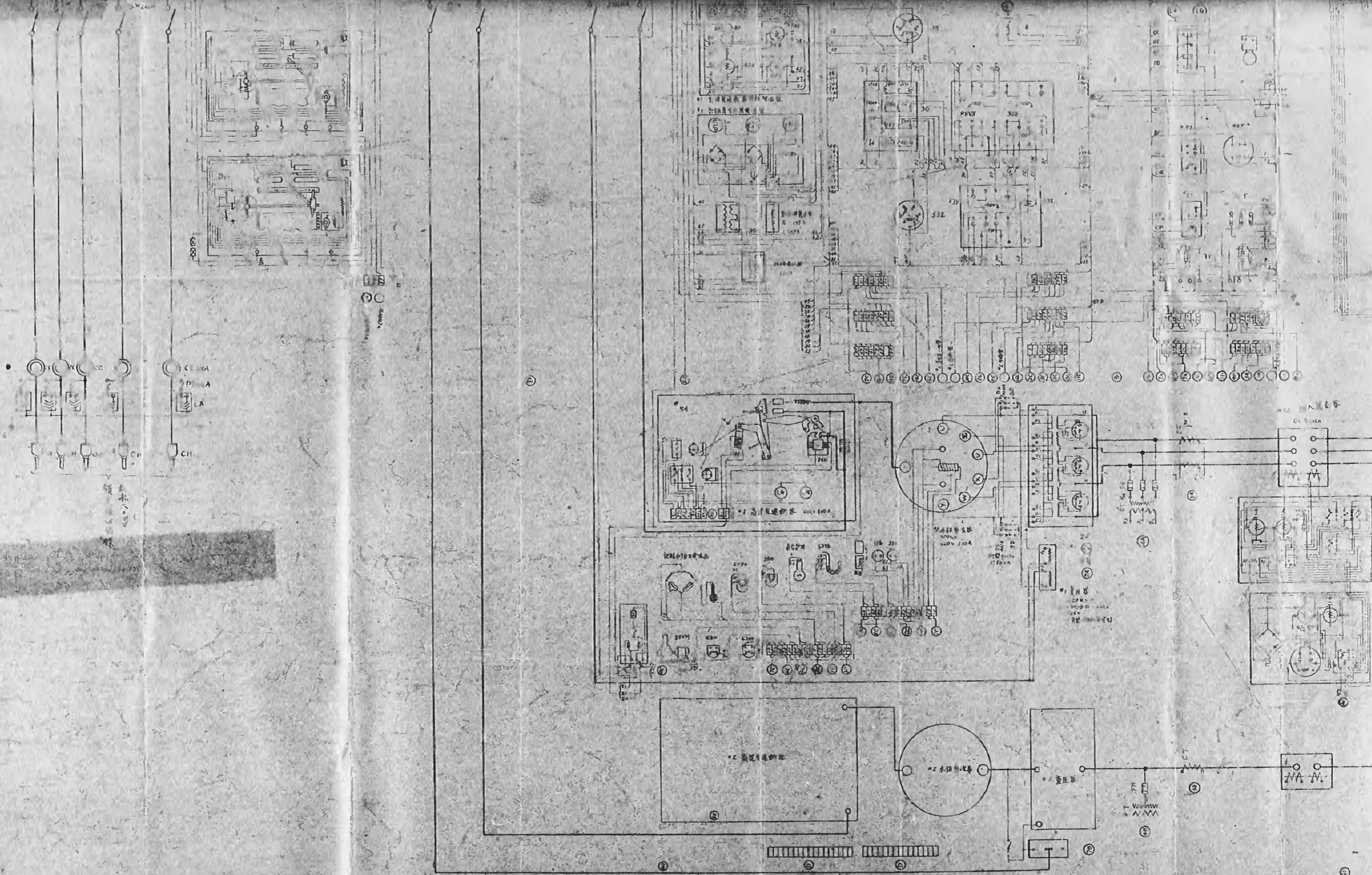
衣笠變電所軌道用電線接續圖





1	...
2	...
3	...
4	...
5	...
6	...
7	...
8	...
9	...
10	...
11	...
12	...
13	...
14	...
15	...
16	...
17	...
18	...
19	...
20	...
21	...
22	...
23	...
24	...
25	...
26	...
27	...
28	...
29	...
30	...
31	...
32	...
33	...
34	...
35	...
36	...
37	...
38	...
39	...
40	...
41	...
42	...
43	...
44	...
45	...
46	...
47	...
48	...
49	...
50	...
51	...
52	...
53	...
54	...
55	...
56	...
57	...
58	...
59	...
60	...
61	...
62	...
63	...
64	...
65	...
66	...
67	...
68	...
69	...
70	...
71	...
72	...
73	...
74	...
75	...
76	...
77	...
78	...
79	...
80	...
81	...
82	...
83	...
84	...
85	...
86	...
87	...
88	...
89	...
90	...
91	...
92	...
93	...
94	...
95	...
96	...
97	...
98	...
99	...
100	...





附屬圖面 2 枚、内 2.

第 貳 號 圖

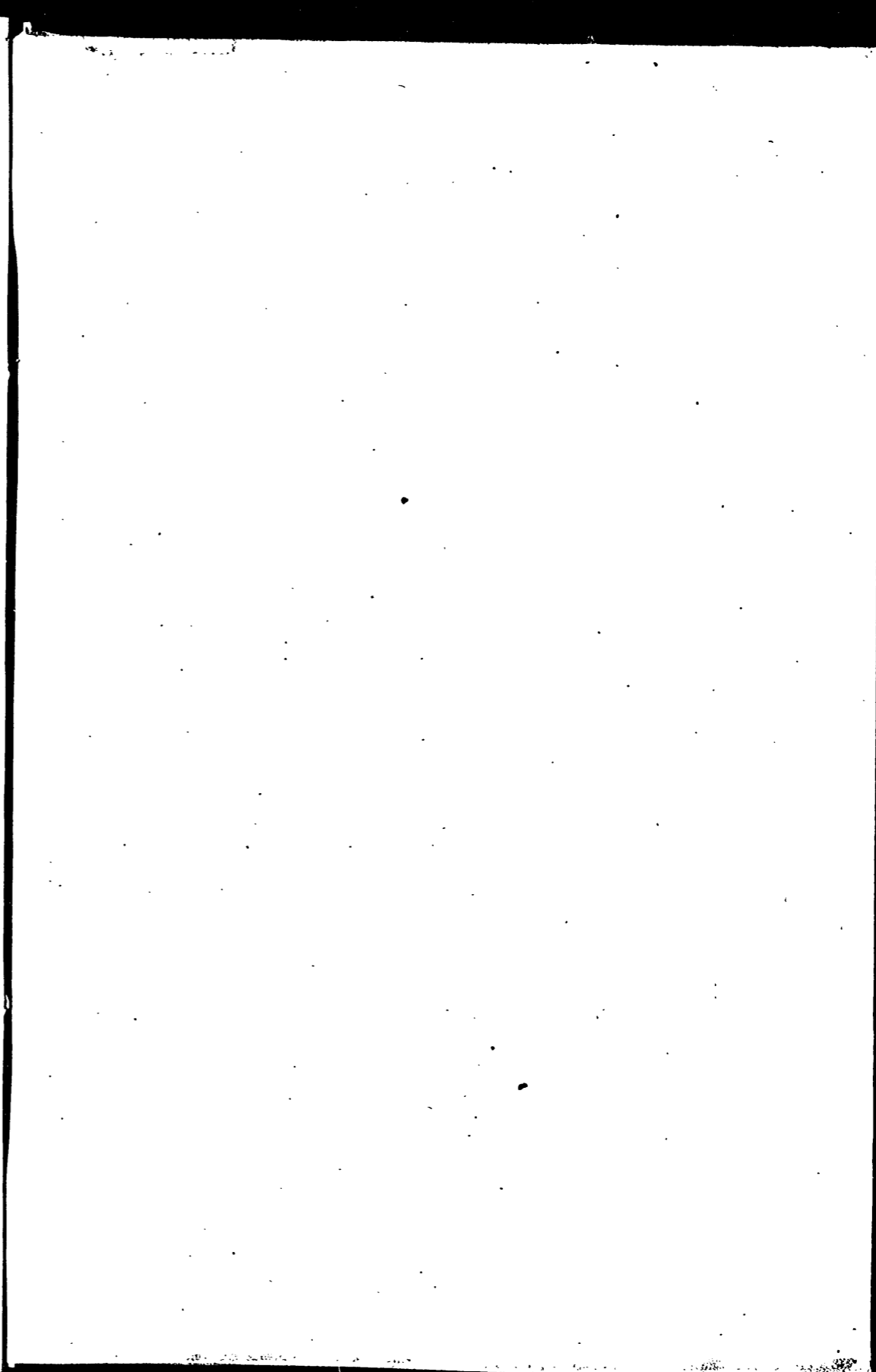
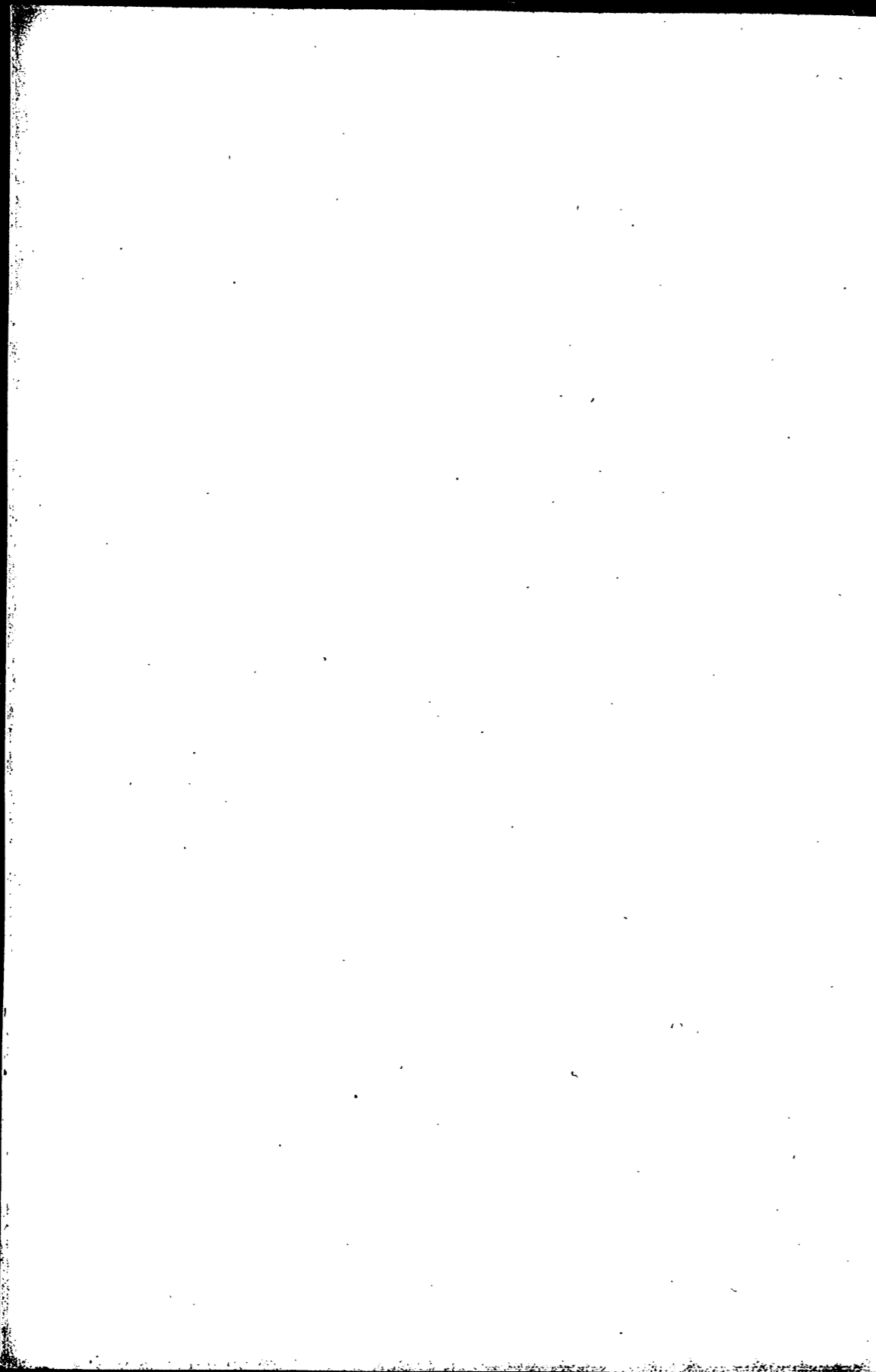
次室電報所

電線 接 續 圖

主任技師者

山崎 一三

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100



1 : 25

